

令和8年度

相模原市肥料購入支援事業給付金の支給について



国際情勢における円安の継続等の影響により、肥料の購入価格が高騰し、経営が圧迫されている農業従事者の事業継続を支援するため給付金を支給いたします。



支給対象者

給付金の支給の対象者は、次の(1)～(6)の全てを満たすものとします。

- (1) 令和8年4月1日現在、相模原市に住民登録(法人にあっては法人登記)がある者。
- (2) 令和8年4月1日現在、営農しており、今後も、営農の意思があること。
- (3) 令和7年分税申告(法人にあっては、令和8年4月1日の直前の事業年度における税申告とする。)をした者のうち、農業所得用の「青色申告決算書」、「収支内訳書」又は「決算報告書(法人)」により「販売金額」が15万円以上あることが確認でき、「肥料費」の金額が確認できる者。
- (4) 神奈川県を除く他の地方公共団体から、地方創生臨時交付金(原油価格・物価高騰分)を活用した肥料の物価高騰等の影響を支援するための給付金等の給付を受けておらず、今後も受けないこと。
- (5) 相模原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
- (6) 代表者、役員又はその他事業に携わる者に暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者がいないこと。

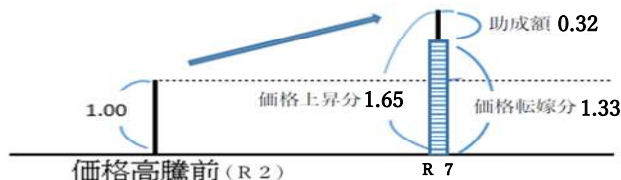
※令和7年分税申告書の申告者が死亡又は営農を終了しており、継承者が営農している場合は農政課までお問い合わせください。

給付金の額 ※裏面税申告の例参照

令和7年分税申告の農業所得用の「青色申告決算書」、「収支内訳書」又は「決算報告書(法人)」の「肥料費」 $\div 1.65 \times 0.32$ (千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。)とします。

※ただし、次の(1)(2)のいずれか少ない方の額を超えないものとします。

- (1) 令和7年分税申告の農業所得用の「青色申告決算書」、「収支内訳書」又は「決算報告書」の「販売金額」の額
- (2) 1人(法人にあっては1法人)80万円



申請書類と申請方法

○申請書類【(1)と(2)は市役所 農政課及び同津久井班に用意しています。】

- (1) 「相模原市肥料購入支援事業給付金申請書」(第1号様式)
- (2) 「誓約書」
- (3) 令和7年分税確定申告書(第一表又は別表一)の写し
- (4) (3)の附属書類である農業所得用の「青色申告決算書」の写し、「収支内訳書」の写し、又は「決算報告書(法人)」の写し
- (5) 振込先口座の通帳の写し等(口座名義・口座番号の分かるもの)

○申請方法

上記の申請書類を「相模原市役所 農政課 農業振興班」へ郵送又は直接お持ちください。

(農政課 津久井班では受付をしておりません)

【裏面に続く】



申請受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年12月28日（月）（郵送の場合消印有効）まで。

※先着順での受付となりますので、早めの申請をお願いします。

※予算額に達した場合には、期限前でも受付を終了いたします。ご了承ください。

支給の決定及び給付金の支給

○提出していただいた書類を審査し、給付金の支給を決定したときは、「相模原市肥料購入支援事業給付金支給決定通知書」により通知します。

○支給決定後、申請書に記載していただいた振込先口座へ、約2週間後に振り込みます（金融機関により、更に数日かかる場合があります。）。

支給の取消及び返還

次の（１）～（３）のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に給付金が支給されているときは、その全部又は一部を返還していただきます。

- （１）虚偽その他不正の手段により給付金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- （２）誓約に違反したとき。
- （３）その他市長が不適正と認めるとき。

※支給額の例

肥料費＝538,000÷1.65（価格上昇分）
 ×0.32（価格上昇分から価格転嫁率1.33を引いた値）＝104,339
 千円未満は切り捨てているため、この例の支給額は104,000円です。

【申請及び郵送先】

担当課 相模原市役所 農政課 農業振興班

所在地 〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号（市役所本庁舎本館5階）

電話 042-769-9233